

報告第3号
令和6年9月24日

代理行為の承認について

付議事件に関する意見聴取について、教育長に対する事務委任規則（昭和31年教委規則第4号）第3条第1項の規定により次のとおり代理したので、同条第2項の規定により報告し承認を求める。

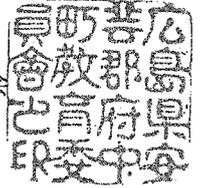
府中町教育委員会教育長

（ 別 紙 ）

府教委総発第1943号
令和6年8月22日

府中町長 寺尾 光司 様
(総務課行政係)

府中町教育委員会



付議事件に関する意見聴取について (回答)

令和6年第4回府中町議会定例会に提出することについては、同意します。

付議事件

- 1) 第41号議案 (府中町生涯学習センター条例の一部改正について)

府総発第2367号
令和6年8月21日

府中町教育委員会

府中町長 寺尾 光司
(総務課行政係)



付議事件に関する意見聴取について (協議)

令和6年第4回府中町議会定例会に提出することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、貴委員会の意見を求めます。

付議事件

- 1) 第41号議案 (府中町生涯学習センター条例の一部改正について)



第 4 1 号 議 案
令和 6 年 9 月 2 日 提 出

府中町生涯学習センター条例の一部改正について

府中町生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

府中町長 寺尾 光司

府中町生涯学習センター条例の一部を改正する条例

府中町生涯学習センター条例（平成19年条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表備考第4項中「又は」を「若しくは」に改め、「場合」の次に「又は大アリーナを区分してその3分の1若しくは6分の1の面を専用して使用する場合」を加え、「2分の1の額」を「それぞれ2分の1、3分の1又は6分の1の額」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の府中町生涯学習センター条例の規定にかかわらず、施行日前に受けた使用の許可により府中町生涯学習センターの施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。

提案理由

府中町生涯学習センターの大アリーナの一部を専用して使用する場合の使用料について、専用面積に応じた使用料の区分を拡充するため、条例の一部を改正するもの。

根拠法令

地方自治法

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

府中町生涯学習センター条例新旧対照表

現 行	改 正 後
<p>本則・附則 [略]</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 大アリーナ、研修室又は _____ ギャラリーを 区分してその2分の1の面を専用して使用する 場合 _____ _____ の使用料の額は、この表に定める額の <u>2</u> <u>分の1の額</u> （その額に10円未満の端数があるときはそ の端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>5～8 [略]</p>	<p>本則・附則 [略]</p> <p>別表（第10条関係）</p> <p>（1）・（2） [略]</p> <p>備考</p> <p>1～3 [略]</p> <p>4 大アリーナ、研修室若しくはギャラリーを 区分してその2分の1の面を専用して使用する 場合 <u>又は大アリーナを区分してその3分の</u> <u>1若しくは6分の1の面を専用して使用する</u> <u>場合の使用料の額は、この表に定める額のそ</u> <u>れぞれ2分の1、3分の1又は6分の1の額</u> （その額に10円未満の端数があるときはそ の端数金額を切り捨てた額）とする。</p> <p>5～8 [略]</p>

第 4 1 号議案参考資料

府中町生涯学習センター条例の一部改正について

1 改正の趣旨

府中町生涯学習センターの大アリーナの一部を専用して使用する場合の使用料について、専用面積に応じた使用料の区分を拡充するため、条例の一部を改正するもの。

2 改正事項の概要

大アリーナを専用して使用する場合の使用料区分を次のとおり改正する。

専用面積	使用料（1時間あたり）
全面（現行）	3, 5 6 0 円
2分の1（現行）	1, 7 8 0 円
3分の1（新設）	1, 1 8 0 円
6分の1（新設）	5 9 0 円

3 施行期日等

公布の日。改正後の規定にかかわらず、施行日前に受けた使用の許可により府中町生涯学習センターの施設を使用する場合の使用料については、なお従前の例による。